Bulletion of Kagoshima
Prefectural Archaeological Center

From JOMON NO MORI

研究紀要・年報

縄文の森から

From JOMON NO MORI

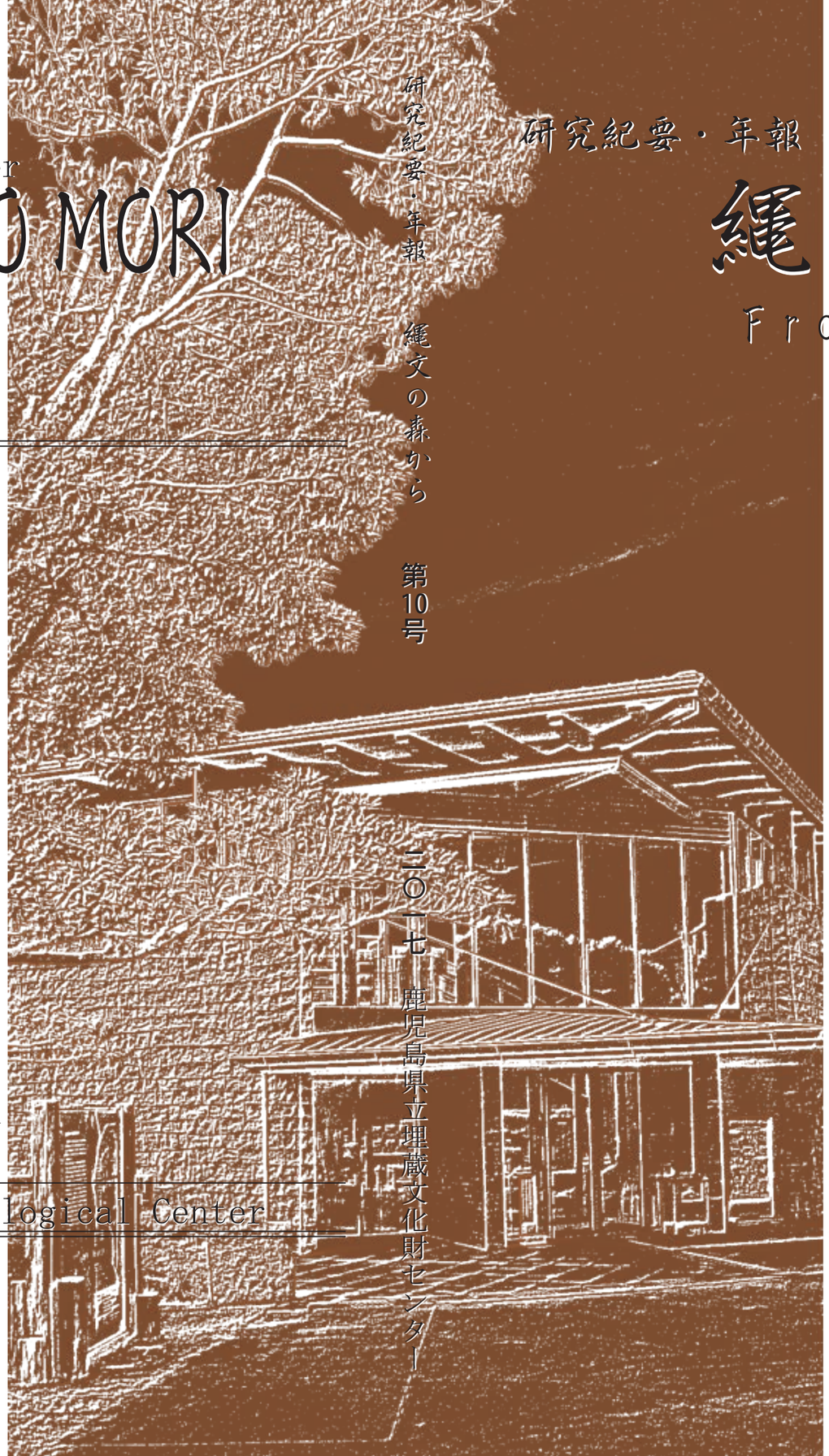

No. 10 CONTENTS

第 10 号

The spread at ritsuryo system in Ancient Satsuma province, Osumi province, and Tane province
-Analysis of archaeology survey result-
Kawaguchi Masayuki

古代の薩摩・大隅国，多禰嶋における律令制度の普及
－考古学の調査成果から－
川口 雅之

Ground construction and occlusion method of wood in Tachionobori underground corridor-style burial chamber
Shinichiro Fujishima

立小野堀地下式横穴墓群における地表構造及び木材閉塞方法
藤島 伸一郎

The structure of the pit dwelling of Yayoi period in Kagoshima Prefecture Osumi Peninsula
Tatumi Yubazaki

鹿児島県大隅半島における弥生時代中期の
竪穴住居跡の平面構造について
湯場崎 辰巳

About red pigments in the underground corridor-style burial chamber type grave ～From consideration in Tationobori Site～
Takeyasu Masayuki

地下式横穴墓の赤色顔料について
－立小野堀遺跡の検討をとおして－
武安 雅之

Annual of Kagoshima Prefectual Archaeological Center of the 28th year in Heisei

平成 28 年度 年報

Kagoshima Prefectural Archaeological Center

鹿児島県立埋蔵文化財センター

March 2018

2018.03

『縄文の森から』第１０号　　目　次

古代の薩摩・大隅国，多禰嶋における律令制度の普及　－考古学の調査成果から－

川口　雅之　　・・・・　1

立小野堀地下式横穴墓群における地表構造及び木材閉塞方法

藤島　伸一郎　　・・・・１９

鹿児島県大隅半島における弥生時代中期の竪穴住居跡の平面構造について

湯場崎　辰巳　・・・・３５

地下式横穴墓の赤色顔料について　～立小野堀遺跡の検討をとおして～

武安　雅之　　・・・・４９

平成２８年度年報　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５７

古代の薩摩・大隅国，多禰嶋における律令制度の普及
－考古学の調査成果から－

川口 雅之

The spread at ritsuryō system in Ancient Satsuma province,Osumi province,and Tane province -Analysis of archaeology survey result-

Kawaguchi　Masayuki

要旨

本論は，薩摩・大隅国，多禰嶋における律令制度の普及を考古学の研究成果から明らかとするものである。律令制度の普及について，薩摩・大隅，多禰嶋全域を対象とした考古学研究は十分に行われていない。本論では，遺構・遺物の内容から遺跡の性格を分類し，その出現時期を整理することで律令制度の普及から崩壊までの過程を検討した。

キーワード　律令制度，地方官衙，隼人

1　はじめに

本論の目的は,古代（飛鳥時代から平安時代）の薩摩・大隅国，多禰嶋における律令制度の普及を考古学から検討することである。南九州への律令制度の普及は，隼人の出現と消滅に関わる問題である。そのため，主に文献史学の研究者が，隼人の実態解明と並行して律令制度の適用について検討を重ねてきた。（中村 1996，永山 2006)。現在，文献史学において律令制度の完全適用は，９世紀初頭（800 年）とされている（永山 2009）。

一方，考古学の側は，発掘調査資料の増加によって土師器の編年（中村 1997，松田 2004，岩元 2012)，墨書土器（坂本・岩澤・松田 2004，永山 2014)，郡衙（繁昌 2004)，墓制（上床2002)，掘立柱建物跡（上床 2006)，火山災害（下山2002a）など様々な研究が進展してきたが，隼人の問題や律令制度を取り上げたテーマは少ない。

律令制度の普及については，薩摩・大隅国府が置かれた高城郡や桑原郡，開聞岳の火山灰によって古代の遺跡が良好に保存されている揖宿郡の遺跡を中心に検討が行われている（下山 2002b,川口 2009,深野 2014）が,奈良・平安時代を通して全地域の遺跡を対象に検討を行った事例はない。これは，隼人が住んだ地域（隼人郡）の考古学研究が進んでいないことを示している。その原因は，７・８世紀の土器編年研究が立ち後れていたことが大きいが，近年，この時期の土器編年研究（宮田 2005，中村 2009，相美 2014）が進み検討が可能となってきた。 本論では,考古学の視点から奈良･平安時代の薩摩･大隅，多禰嶋にいつ頃，どのような過程を経て律令制度が普及したのかを検討する。そして，この検討によって考古学の側から隼人を考えるきっかけになればと思う。

2　対象とする遺跡と検討方法

対象とする遺跡は，古代の薩摩・大隅国，多禰嶋に位置し，６世紀末以降に出現する掘立柱建物跡，土師器，須恵器，硯，緑釉陶器，越州窯系青磁などが検出された遺跡である（第１図)。これらの遺構・遺物は，律令制度の整備・拡大に伴って畿内から地方へと普及・定着したものと理解されている（山中 2003 a，巽 1989・2004)。考古学では，上記に挙げた遺構・遺物で構成される遺跡の出現を律令制度普及の基準としており，まずはこのような遺構・遺物によって構成された遺跡がいつ頃，どのような頻度で出現するのか把握することが重要となる。よって,検討の方法としては,以下の手順で行う。

（6世紀末～10世紀）

第1図　古代の出土遺物（薩摩川内市大島遺跡）

（石帯1／4,その他1／ 10）

○　薩摩・大隅国，多禰嶋の範囲に所在する古代の集落遺跡を集成（註1）
○　集成結果を基に遺跡の性格を分類
○　遺跡の性格ごとに出現年代を整理
○　上記の結果と文献史学の成果を対比し薩摩・大隅国，多禰嶋における律令制度の普及を考察

なお，８世紀段階までは，①古代に出現する掘立柱建物跡や土師器などによって構成される遺跡と，②古墳時代以来の竪穴住居跡や笹貫式土器によって構成される２種の遺跡が存在する。

律令制度の普及を検討する上では，両者の関係を解き明かすことが不可欠であるが，②の遺跡については実態把握が十分ではない。本論では，①の遺跡を検討する中で，適宜②の遺跡についても触れていきたい。

表1　古代における遺跡の種類

No.	遺跡の性格	代表的な遺跡
1	国府	薩摩国府跡
2	国分寺	薩摩国分寺跡
3	郡衙	西ノ平遺跡
4	駅家	柳ガ迫遺跡
5	牧に関する遺跡	高篠遺跡
6	地方官衙関連遺跡	小中原遺跡
7	有力者の居宅	市ノ原遺跡（第１地点）
8	一般集落	唐尾遺跡
9	寺院に関連する遺跡	小倉畑遺跡
10	津・交易拠点	芝原遺跡
11	工房	鍛冶屋馬場遺跡
12	墓	都原遺跡
13	窯	岡野古窯跡群
14	官道・道	城ヶ崎遺跡
15	水田・畠	京田遺跡・慶固遺跡
16	祭祀場	横井竹ノ山遺跡

３　遺跡の集成と課題

巻末に添付した表５は，代表的な古代の遺跡を集成した一覧表である。発掘調査によって年代及び内容が分かる遺跡を 102 か所集成しており，これによって遺跡の全体像を概観することができる。古代の遺跡は，発掘調査報告書などの成果を参考にすると，性格別に 16 種類に大別することができる(表１)。これらのうち,工房や墓,水田など遺構から直接性格を導き出せる遺跡は問題ないが，課題となるのは国府・国分寺を除く地方官衙の認定基準が明確でないことである。

特に律令制度の普及を知るためには，地方統治の核となった郡衙の出現が極めて大きな意味をもっているが，どのような考古学的成果が揃えば郡衙と比定できるのか総合的な検討が不十分である。これまで郡衙の比定は，遺構や遺物，文献，地名学などを総合的に検証して薩摩郡衙を比定した池畑の研究（池畑 1985，1986）を除けば，それぞれの発掘調査報告書において墨書土器や緑釉陶器，越州窯系青磁などの特殊遺物を根拠に行われることが多かった。しかし，墨書土器は本来の場所から移動している可能性があり，その出土をもって役所を比定するのは危険なことが指摘されている（山中 2004a)。また，緑釉陶器や越州窯系青磁は，筆者が調べた事例だけでも23 遺跡から出土しており，特殊遺物のみで郡衙を比定することは困難な状況となっている。

他県の郡衙跡は，規則的に配置された礎石建物や長大な掘立柱建物跡で構成されている事例が一般的である（第２図)。これに対し，本県の郡衙候補遺跡は，礎石建物は皆無で，掘立柱建物跡の規模も特段大きいわけではない。郡衙の様相が他県とは異なる可能性が高く，本県の実態に応じた考古学的基準で郡衙の比定を検討することが必要と考える。

まず，集成した集落遺跡を遺構・遺物の内容から細分し，その相対的な価値に応じて郡衙を含む地方官衙及び一般集落遺跡の比定を行いたい。

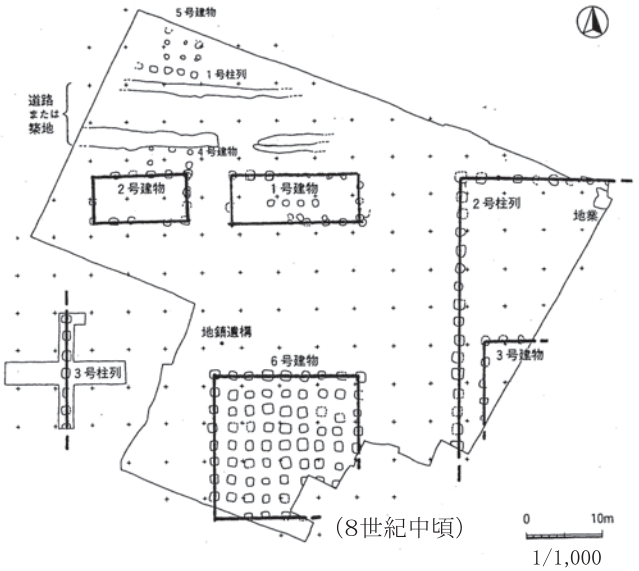

第２図　熊本市 二本木遺跡第 13 次調査区官衙遺構
（網田 2009 より転載）

４　集落遺跡の分類

分類に当たっては，集落遺跡の規模や階層性を示す掘立柱建物跡を重視した。掘立柱建物跡には，規模が大きい順から礎石建物，廂をもつ掘立柱建物跡，身舎のみの掘立柱建物跡がある。まず，これらの有無に着目し，礎石建物を伴う遺跡をＡランク，廂をもつ掘立柱建物跡を伴う遺跡をＢランク，身屋のみの掘立柱建物跡で構成される遺跡をＣ・Ｄランクに大別した（第３図)。

さらに，官衙比定の根拠の一つとなる緑釉陶器，越州窯系青磁，硯，帯金具，石帯（以下特殊遺物とする）の有無や数によって，Ｂ・Ｃランクの遺跡を細分し，特殊遺物が出土していない遺跡をＤランクとした。その他必要に応じて立地や出現時期，調査面積などを加味して判

断すると本県の集落遺跡は少なくとも７つに分類できると考えられる（第３図・表４）。

これらの遺跡の階層差を確認するために，Ｂ～Ｄランクの掘立柱建物跡の検出数の範囲や特殊遺物の平均出土数を表２・３に示した。Ａランクの遺跡は，後述するように国府・国分寺が該当し，薩摩・大隅国における地方官衙の最上位に位置する遺跡であるため，それ以下のレベルの遺跡を対象としている。表を見ると，掘立柱建物跡や特殊遺物の種類・検出数は，Ｂランク→Ｃランク→Ｄランクの順に減っていく傾向があり，各遺跡の規模に階層差があることが分かる。

日本古代律令国家の行政組織は，天皇を中心とした中央集権的構造で，律令国家による地方行政の実質的な行政単位は，国・郡・郷という三段階の行政組織であった（山中 2003 ｂ）。遺跡の階層差は，国・郡・郷に置かれた行政組織や公民が暮らした一般集落に対応するものと考える。もちろん，遺跡の性格は，階層性のみで理解できるわけではないが，次節では，この基準を念頭において，個々の遺跡の特殊性を踏まえながら遺跡の性格について検討を行いたい。

表２　遺跡の分類と特殊遺物の平均出土数

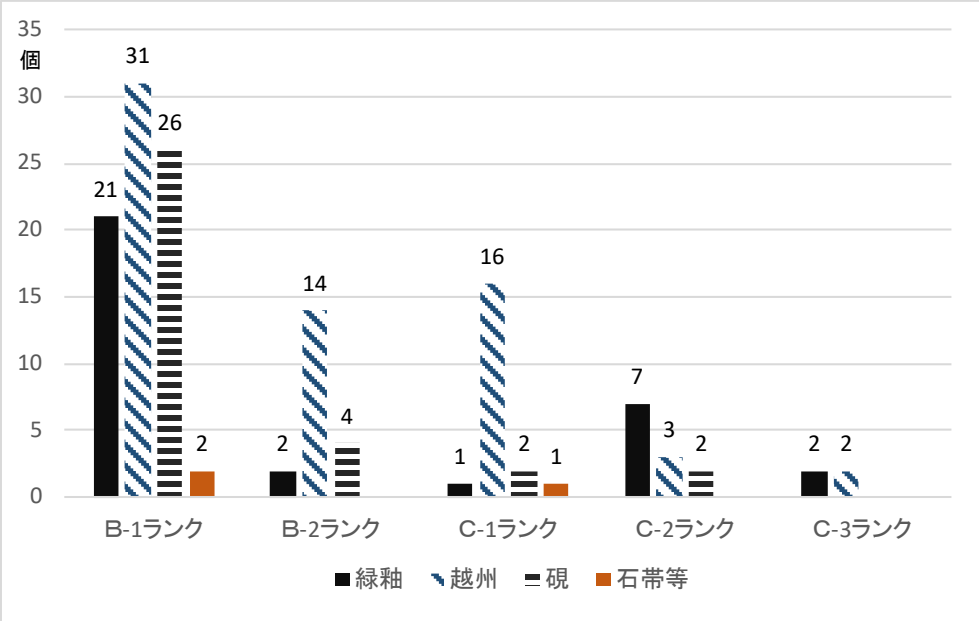

表３　遺跡の分類と掘立柱建物跡の検出数

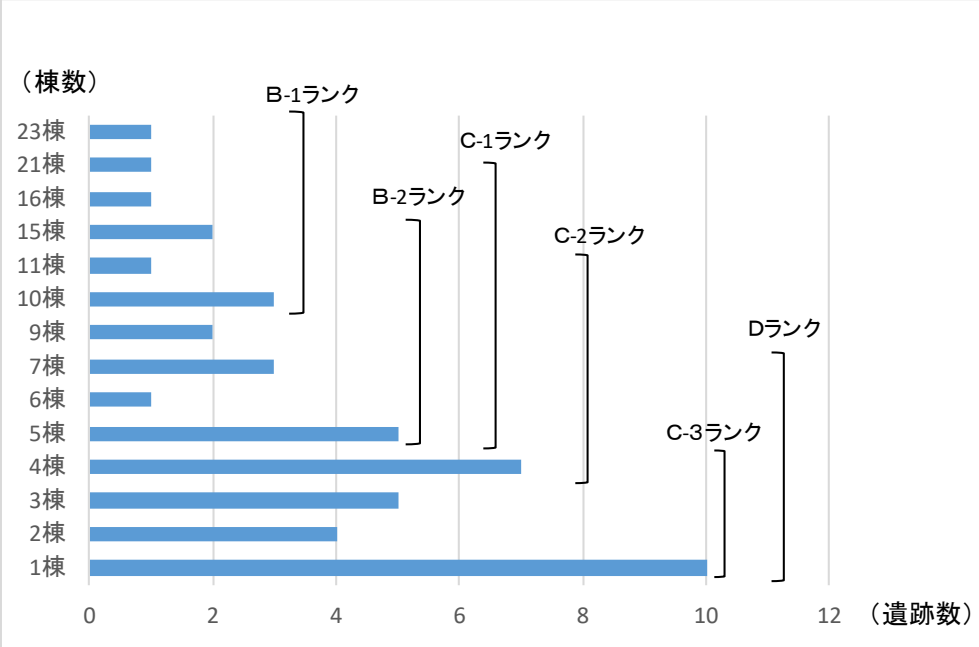

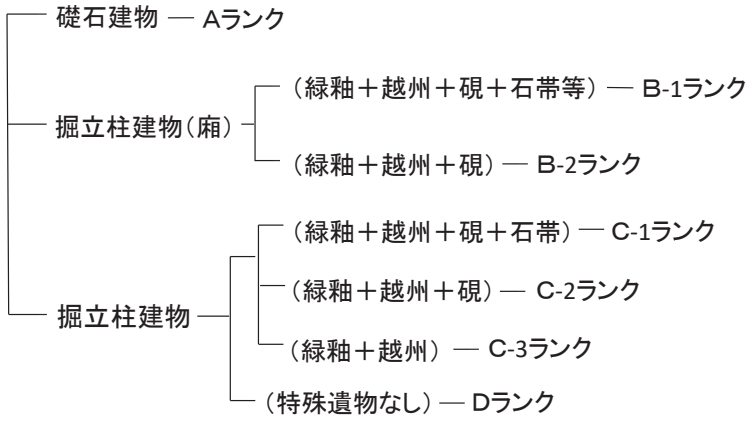

第3図　集落遺跡分類概念図

表4　集落遺跡の分類表

分類	検出される遺構・遺物							補足説明	性格
	礎石建物	掘立(廂)	掘立	緑釉	越州	硯	石帯等		
A	○			△	△	△	△	基壇や礎石を有する大型の掘立柱建物跡(礎石建物)を伴う遺跡。瓦葺であるため大量の瓦が出土する。緑釉陶器，越州窯系青磁，硯が出土する。	国府・国分寺
B−1		○	○	○	○	△	○	廂をもつ掘立柱建物跡を伴う遺跡。建物の検出数は23〜10棟(身舎のみの建物含む)。 多数の緑釉陶器，越州窯系青磁，硯の他に帯金具・石帯が出土する。	郡衙・駅家
B−2		○	○	△	△	△		廂をもつ掘立柱建物跡を伴う遺跡。建物の検出数は15〜5棟。 緑釉陶器，越州窯系青磁，硯が出土する。	地方有力者の居宅
C−1			○	△	△	△	○	身舎のみの掘立柱建物跡で構成される遺跡。建物の検出数は21〜5棟。 緑釉陶器，越州窯系青磁，硯，石帯等が出土する。	国府・郡衙を除く地方官衙
C−2			○	△	△	○		身屋のみの掘立柱建物跡で構成される遺跡。建物の検出数は11〜4棟。 緑釉陶器，越州窯系青磁，硯が出土する。	地方役人の居宅 富裕農民層の居宅 官衙機能の一部を担った民間施設 交易拠点・津など
C−3			○	△	△			身屋のみの掘立柱建物跡で構成される遺跡。建物の検出数は4〜1棟。 緑釉陶器，越州窯系青磁が出土する。	
D			○					身屋のみの掘立柱建物跡で構成される遺跡。建物の検出数は7〜1棟。日常雑器のみが出土。	一般的な集落

凡例 ○　各遺跡で検出　　△　検出されない遺跡もある
遺構・遺物の略称は以下のとおり
掘立(掘立柱建物跡)，緑釉(緑釉陶器)，越州(越州窯系青磁)，石帯等(石帯・帯金具)

５　遺跡の性格

（1）Aランクの遺跡

本県において，基壇や礎石建物跡が検出されている遺跡は，薩摩国府跡，国分寺のみである（第４図）。これらの遺跡からは，大量の瓦が出土するため，瓦葺きの大型建物が存在していたことが想定されている。また，硯は専用品である円面硯や風字硯などが出土する。

（2）Bランクの遺跡

Ｂランクの遺跡は，廂をもつ掘立柱建物跡や庭園跡を伴うことから，国府･国分寺跡に次ぐ規模の遺跡である。

①　Ｂ-1 ランクの遺跡

多数の緑釉陶器・越州窯系青磁・硯・石帯・帯金具を伴うことから郡衙や駅の可能性が高く，その場合，鹿児島市不動寺遺跡は谷山郡衙，薩摩川内市西ノ平遺跡は薩摩郡衙に比定できる。また,姶良市外園遺跡は，柳ガ迫遺跡と隣接する一連の遺跡で，近くを古代官道（城ヶ崎遺跡）が通るために，蒲生駅に関連する遺跡と見られている。（永山 2011，深野 2014）。

薩摩川内市大島遺跡は，調査面積が限られていることもあって廂を持つ掘立柱建物跡は検出されていないが，出現時期が７世紀末と最も古く，薩摩国建国に関わる重要な遺跡であるので（川口 2009），Ｂ-1 クラスに含めている。

郡衙は一般的に，郡庁，正倉，館・厨家によって構成され（山中 2004 ｂ），庭園遺構が発見された不動寺遺跡は，館に該当する可能性もある。しかし，これまで郡衙と指摘されてきた遺跡がどの施設に該当するのか，そもそも行政機能に応じて分化した各施設を遺構として明瞭に捉えることができるのか明らかではない。

また，郡衙に特徴的な「L 字型」や「ロの字型」に配置されただ建物跡は未検出で，真北を意識した配置も少ない。これは，本県の郡衙が，古代官衙の建築様式ではなく，在地の建築技法や地形条件にあわせて建設された結果とみられる。

②　Ｂ-2 クラスの遺跡

建物規模がＢ-1クラスに匹敵し，日置市市ノ原遺跡第１地点のように四面廂を含む掘立柱建物群が真北を向いて配置される事例（第４図）や，姶良市高井田遺跡のように庭園に関連する石敷遺構が検出された遺跡が存在する。これらの遺跡を，郡衙とするのかは判断が難しいところであるが，石帯等が出土しないことや緑釉陶器，越州窯系青磁，硯の出土数がＢ-1クラスの半分以下であることを考えると郡衙とは異なる性格をもつ遺跡と想定される。Ｂ-2クラスの遺跡の多くは，Ｂ-1クラスより遅れて９世紀以降に出現する。この時期，大宰府管内では任期終了後の官人などが任国に居座って独自の活動を展開し，高井田遺跡は中央との繋がりをもった任期終了後の官人を含む在地有力者の館であることが想定されている（永山 2002)。

Ｂ -2 クラスの遺跡は，律令制度の崩壊に伴い新たに台頭してきた地方有力者に関連する遺跡と想定しておく。

（3）Cランクの遺跡

Ｃランクの遺跡は，これまで郡衙と指摘されてきた遺跡も含まれているが，掘立柱建物跡のみで構成されており，遺構の規模から判断するとＢランクより下位の性格を有する遺跡となる。現実的には，調査面積や地域性の相違もあり，Ｃランクには，国府・国分寺及び一般集落に該当しない様々な性格をもつ集落遺跡が内包されている。性格の特定は容易ではないが，これまでの調査成果も踏まえ検討してみたい。

①　Ｃ -1 ランクの遺跡

廂をもつ掘立柱建物跡を伴わないが，建物の検出数はＢクラスと同等で真北を意識した建物配置もみられ（第４図），石帯等や硯が出土する。また，緑釉陶器の平均出土数がＢ -1 ランクに次いで多いことから（表２），郡衙に次ぐ官衙施設が含まれていると考えられる。代表的なものとして，曽於市高篠遺跡（第４図）は古代の牧（鹿埋セ 2005），南さつま市芝原遺跡は阿多郡衙に関連する遺跡であることが想定されている（鹿埋セ 2012）。

芝原遺跡は，1.5 ㎞上流に阿多郡衙が関与したとされる中岳山麓古窯跡群が所在しており（上村 2005），中岳山麓古窯跡群で生産された須恵器を海上輸送する郡津を想定してもよいのではと考えている。

南さつま市小中原遺跡は墨書土器から郡衙，指宿市橋牟礼川遺跡，敷領遺跡は，総柱の掘立柱建物跡や石帯，墨書土器等から郡衙関連施設（鎌田・中摩・渡部 2009）とする意見があるが，遺構レベルで判断すると郡衙とするには規模が小さい。主要部が未調査の可能性もあるが，その理由について，以下２案を提示しておきたい。

１案は，阿多郡及び揖宿郡の郡衙が，小規模であるという考え方である。薩摩国のうち，隼人郡に属する11郡の郷数は他国に比べ少なく，阿多郡は４郷，揖宿郡は１郷で編成されている（中村 2006）。郡の人口や財政力が，郡衙の建物規模に反映されている可能性がある。

２案は，末端官衙であるという考え方である。末端官衙とは，地方統治を円滑に進めるために国衙や郡衙とは別に置かれ，その機能・役割を補完・補助していたとされている施設である（山中 2003 ｃ）。その特徴は「官衙遺跡とは推定できるが，性格づけが未定の遺跡」とされる。上記の３遺跡は，この特徴に近く郡衙の出先施設や民間施設に併設された官衙施設の可能性

Aランク
薩摩国府入来原家屋遺構

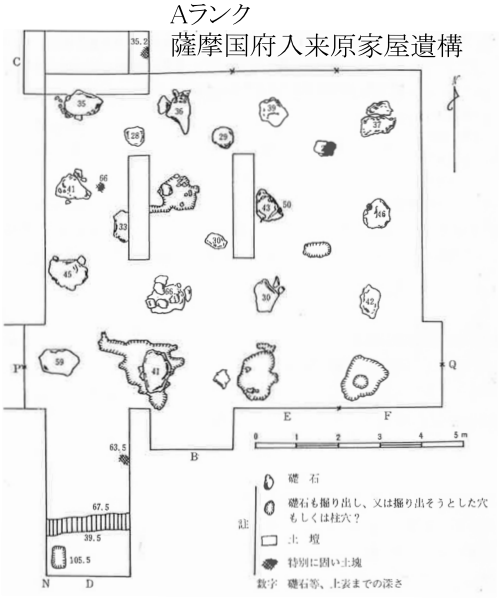

B-1ランク
不動寺遺跡

B-2ランク
市ノ原遺跡　第1地点

C-1ランク
高篠遺跡

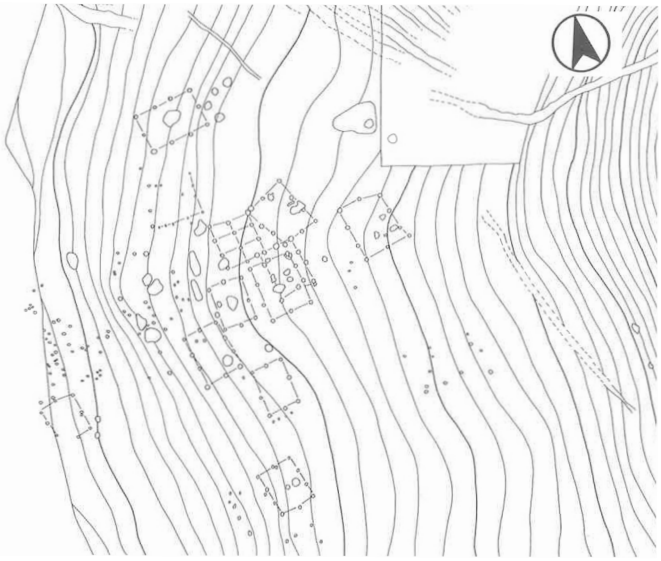

C-2ランク
森遺跡

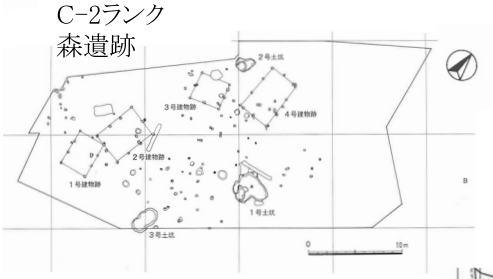

C-3ランク
山口遺跡

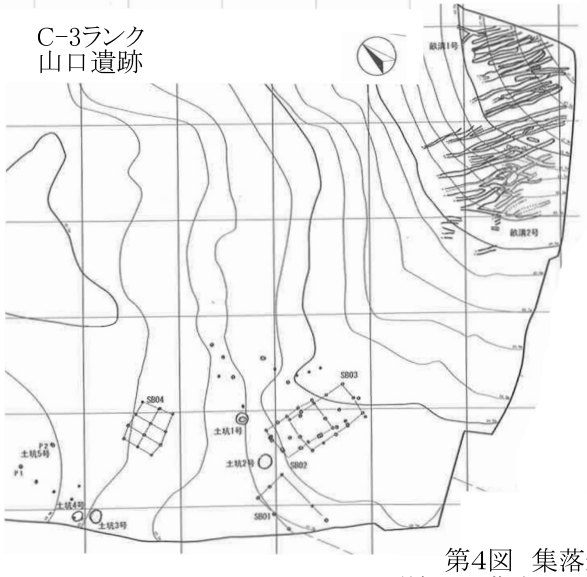

Dランク
永吉天神段遺跡

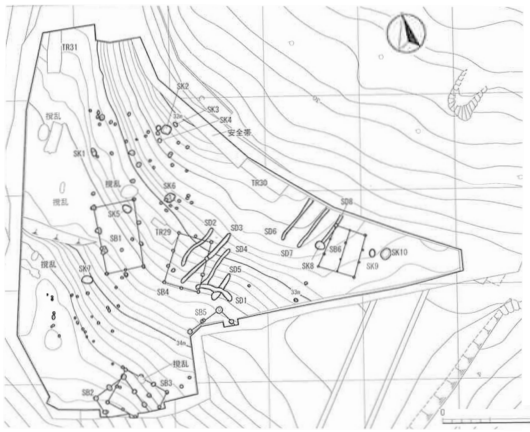

第4図　集落遺跡の分類
（縮尺は薩摩国府1/150、他1/800）

も考えることができる。

なお，税として集めた穀物は，「里倉」と呼ばれる民間の倉庫に保管していたことが知られている（永山 2009，山中 2004c）。このような事例から，敷領遺跡の総柱建物跡は，民間施設に設置された里倉と想定することも可能である。

② Ｃ-2，Ｃ-3 ランクの遺跡

本論の分析レベルでは，Ｃ-2，Ｃ-3 ランクを分けて性格を特定することは難しいため，一括して検討する。

Ｃ-2，Ｃ-3 ランクの遺跡規模は，基本的にＤランクと変わらない（第４図）。石帯は出土せず，官衙との直接的な関係性が薄い遺跡であると想定されるが，一般集落にはみられない緑釉陶器，越州窯系青磁，硯が出土する。遺跡の性格としては，識字層やある程度の経済力をもった人物が暮らした集落と考えられ，地方役人や富裕農民層の居宅，あるいは官衙機能の一翼も担った民間施設（山中 2003c）などが想定できる。　また，万ノ瀬川の自然堤防上に立地する渡畑遺跡，持躰松遺跡は，交易拠点と津を兼ねた遺跡とみられる（永山 2009）。

（４）Ｄランクの遺跡

Ｄランクの遺跡は，掘立柱建物跡の平均検出数が７棟以下と少なく，日常雑器のみが出土することから公民が暮らした一般的な集落遺跡であると考える（第４図）。遺跡数が最も多く，県本土で普遍的にみることのできる集落形態である。

これらの集落遺跡のうち，安茶ヶ原遺跡は薩摩郡と日置郡の境界に位置し，境界祭祀が行われていた（永山 2006）。安茶ヶ原遺跡や渡畑遺跡のように，河川及び陸上交通の要衝に位置する遺跡は，出現時期が８世紀後半と早く存続期間も長い（第５図）。このことは，Ｄランクの遺跡の中にも地域にとって重要な遺跡が存在することを示している。

この他表５には，遺構の検出されなかった遺跡を掲載しているが，出土遺物からこれらの多くはＤランクに含まれると考えられる。

６　遺跡の存続年代

第５図は，前節の分類ごとに遺構が検出されている集落遺跡の年代を示したものである。また，工房や窯，墓，官道，水田などの年代は第６図に示した。この図から大きく３つの特徴を読み取ることができる。

１つめは，国府・国分寺を含む 92％（74 ／ 80 遺跡）の遺跡が８世紀後半以降に出現することである。今のところ８世紀後半を遡る遺跡は，大島遺跡や鶴峯窯跡，京田遺跡，柳ガ迫遺跡などのように，薩摩国府・国分寺の建設や古代官道敷設など，初期の薩摩・大隅国の建国に関わる重要な遺跡に限られている。

例外として出水郡に属する大坪遺跡がある。出水郡は，薩摩半島の最北に位置し肥後に隣接するため，古墳時代から肥後との関係が強い地域である。出水郡の主域は，薩摩国成立以前の段階で肥後国の影響下にあり，薩摩国府が置かれた高城郡と同じ非隼人郡に属していたといわれている（中村 2006，永山 2009）。大坪遺跡で８世紀中頃の遺構・遺物が出土する背景は，肥後国の影響により律令化の時期が隼人十一郡に比べ早いためであると考える。

よって，遺跡の出現時期から，薩摩国府周辺域や出水平野以外の地に律令制度が普及する時期は８世紀後半以降であると考えることができる。

２つめは，地方官衙と想定される遺跡は多くが８世紀後半に出現し，一般集落遺跡に比べ出現が早く，存続期間が長いことである。８世紀後半に出現しているＡクラス・Ｂ-1 クラス・Ｃ-2 クラスの遺跡は 76％（10 ／ 13 遺跡）であるのに対し，Ｄランクの遺跡は１％（３／ 31 遺跡）とかなり低い。このことは，地方統治の拠点となる地方官衙は，優先的に整備が行われ，かつ長期間に渡って維持されていたことを示している。なお，一般集落遺跡が増加するのは，９世紀以降のことである。

３つめは，地方官衙を含む集落遺跡が 10 世紀後半以降に減少することである。第５図では 10 世紀前半に 45 遺跡が確認できるが，10 世紀後半になると 26 遺跡に減少し，11 世紀には 21 遺跡となる。

さらに，11 世紀以降に継続する遺跡は以下の４つに大別できると考えた。

1	国府や国分寺
2	郡衙や駅家に分類した遺跡 例：西ノ平遺跡，柳ヶ迫遺跡
3	富裕農民層などの居宅に分類した遺跡 例：成岡遺跡，小瀬戸遺跡
4	交易拠点や津に分類した遺跡 例：芝原遺跡，渡畑遺跡持躰松遺跡

10 世紀後半以降，律令体制の崩壊とともに国府や国分寺が力を失っていく中，郡衙や富裕農民層の居宅などに分類した遺跡が継続する理由としては，地方出身の郡司や富裕農民層の一部が，私的な耕地開発によって私財を蓄え，開発領主へと成長していく状況が推測できる。また，交易拠点や津に分類した遺跡は地域の経済・生活にとって不可欠であることから，社会情勢が変化してもその役割を喪失することはなかったものと考える。

No.	遺跡名	市町村名	ランク
1	薩摩国府跡	薩摩川内市	A
2	薩摩国分寺跡	薩摩川内市	A
3	大隅国分寺跡	霧島市	A
4	大島	薩摩川内市	B-1
5	西ノ平	薩摩川内市	B-1
6	不動寺	鹿児島市	B-1
7	外園	姶良市	B-1
8	大坪	出水市	B-2
9	高井田	姶良市	B-2
10	市ノ原（第1地点）	日置市	B-2
11	新田	鹿屋市	B-2
12	柳ガ迫	姶良市	C-1
13	芝原	南さつま市	C-1
14	小中原	南さつま市	C-1
15	橋牟礼川	指宿市	C-1
16	高篠	曽於市	C-1
17	墓下	鹿児島市	C-1
18	成岡	薩摩川内市	C-2
19	持躰松	南さつま市	C-2
20	敷領	指宿市	C-2
21	計志加里	薩摩川内市	C-2
22	森	姶良市	C-2
23	踊場	曽於市	C-2
24	小瀬戸	姶良市	C-3
25	里町	伊佐市	C-3
26	本御内	霧島市	C-3
27	干迫	姶良市	C-3
28	山口	薩摩川内市	C-3
29	石坂	日置市	C-3
30	二渡船渡ノ上	伊佐市	C-3
31	下鶴	伊佐市	C-3
32	安茶ヶ原	いちき串木野市	D
33	渡畑	南さつま市	D
34	大田	西之表市	D
35	諏訪牟田	南さつま市	D
36	湯屋原	鹿児島市	D
37	高古塚	曽於市	D
38	外畠	出水市	D
39	天神段	大崎町	D
40	永吉天神段	大崎町	D
41	上新田	薩摩川内市	D
42	山崎A	湧水町	D
43	竹牟礼	姶良市	D
44	山神	霧島市	D
45	松原	南種子町	D
46	榎崎A	鹿屋市	D
47	市堀	いちき串木野市	D
48	財部城ヶ尾	曽於市	D
49	北麓原D	霧島市	D
50	川上城跡	鹿児島市	D
51	関山西	曽於市	D
52	唐尾	曽於市	D
53	東免	霧島市	D
54	吉元	鹿屋市	D
55	松ヶ尾	志布志市	D
56	霜月田	薩摩川内市	D
57	上野城跡	薩摩川内市	D
58	向栫城跡	日置市	D
59	市ノ原（第3地点）	日置市	D
60	榎崎B	鹿屋市	D
61	犬ヶ原	日置市	D
62	宮尾	鹿児島市	D

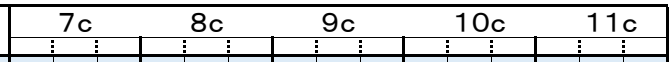

第5図　地方官衙及び一般集落の存続年代

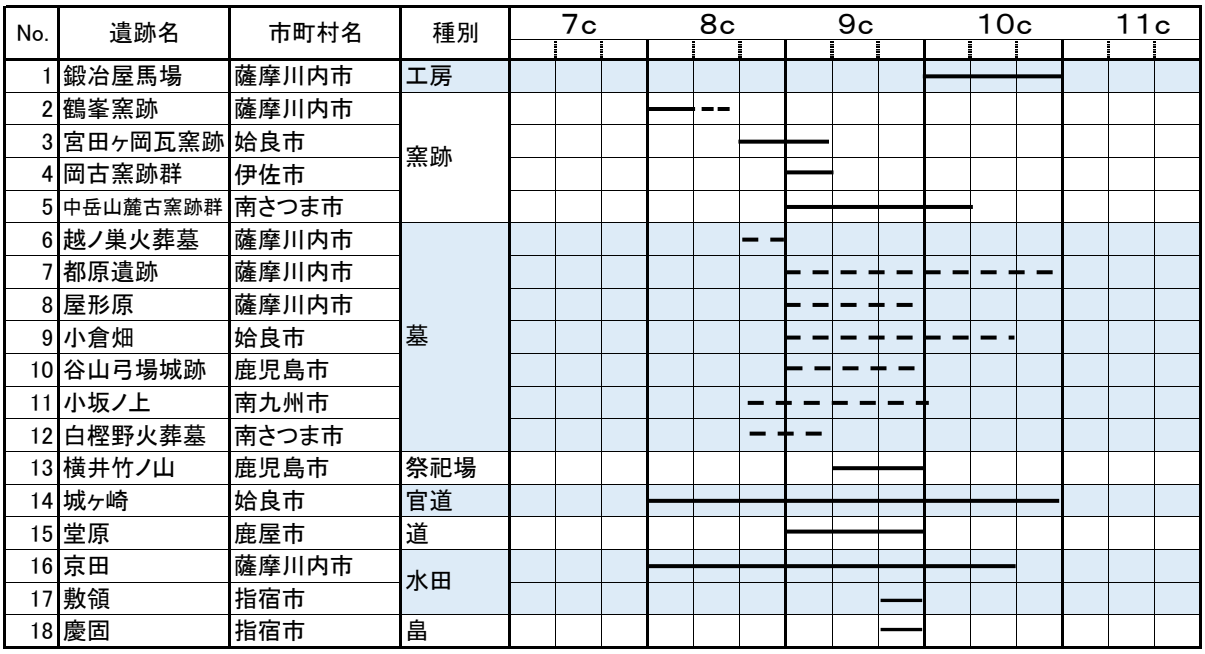

第6図　工房，窯跡，墓，祭祀場，官道，水田・畠跡の出現・存続年代

7　考古学からみた律令制度の普及

第７図は，これまで整理した遺跡の分類・変遷とそれから考えることのできる社会変化を示したものである。筆者は遺跡の変遷から考察すると，律令制度の普及・崩壊にあたっては，少なくとも５つの画期が存在すると考え，Ⅰ期～Ⅴ期に区分した。以下,順を追って説明したい。

(1) Ⅰ期の様相（7世紀末）

薩摩国府推定地から約 3.3 ㎞南に位置する川内川右岸の自然堤防上に大島遺跡が出現する。現段階では，薩摩国成立以前に古代の遺構・遺物を伴っている集落遺跡は大島遺跡のみで，その出現期は薩摩国府跡より古い。

大島遺跡は，竈の導入や石帯，緑釉陶器，風字二面硯，越州窯系青磁等が多数出土し，律令的・官衙的様相の極めて強い集落遺跡である。律令国家が薩摩半島に進出した状況を示す初期の遺跡で，薩摩国府が建設されるまで政治・経済の拠点となった極めて重要な遺跡であると考えている（川口 2009)。よって，Ⅰ期は薩摩国の建国に向けて動き出した準備段階と評価できる。

日本書紀には，677 年に多禰島人，682 年に隼人が朝貢したことが記されており，これが隼人の実像を伝える初見記事である（第７図)。大島遺跡が，朝貢が行われた時に出現していたのかは分からないが，この遺跡が隼人の朝貢に関与した可能性は十分にあると思われる。

(2) Ⅱ期の様相（8世紀前半～中頃）

８世紀前半には，薩摩国府・国分寺に近接するシラス台地斜面及び低湿地に鶴峯窯跡，京田遺跡が出現し，この時期に国府及び国分寺の建設が開始されたことを知ることができる。また，柳ガ迫遺跡や城ヶ崎遺跡の発掘調査成果から，桑原郡では薩摩国府と大隅国府を結ぶ古代官道や駅が建設されたことが分かり，律令制度の確立に向けて国レベルの施設整備が本格的に始まった時期である（第８図)。

しかし，古代の遺構・遺物が確認できるのは，上記の地域以外では出水郡に位置する大坪遺跡のみで[註2]，高城郡，出水郡，桑原郡の一部を除いて律令制度が適用されていない状況を示している。

近年の土器研究（中村 2009，相美 2014）を踏まえると，県本土では，８世紀段階になっても古墳時代の笹貫式土器を継続使用しているとみられ（第９図），この時期は，①律令政府の影響下で出現した遺跡と，②古墳時代の生活様式を継続する遺跡が混在している。その割合は不明であるが，筆者は，古墳時代の伝統的な遺構・遺物によって構成される②の遺跡は，律令政府が天皇の権威を荘厳とするために朝貢を行わせた「 隼人 」と呼ばれた人々の集落跡と考えている。

Ⅱ期は，高城郡，桑原郡において国の中枢施設となる薩摩国府・国分寺，古代官道の建設が優先的に進められた時期であるが,郡衙などは確認されていないことから，地方統治の有り方は，律令よりも郡司に採用された地方豪族の裁量や慣習に依拠する所が大きかったものと推測される。よってⅡ期は，律令制度が完全に普及する以前の過渡期と評価できる。

時代	時期区分	遺跡の変遷	年代	文献
飛鳥時代	Ⅰ期	大島遺跡（7世紀末） ➢薩摩国の建国開始	600年 677年 679年 682年 692年 699年	 多禰島人等を飛鳥寺の西で饗する。 多禰島に倭馬飼部造連等を遣わす 隼人が朝貢し、大隅・阿多両隼人が朝廷で相撲をとり大隅隼人が勝つ。 筑紫太宰に詔して僧侶を大隅・阿多に遣わし、仏教を伝える。 薩末比売・久売・波豆、衣評督依君県・助督衣君弓一自美、肝衝難波が肥人等を従えて覓国使を脅かしたので筑紫惣領に命じて罰する。
奈良時代	Ⅱ期	鶴峯窯跡・京田遺跡（8世紀前半） ➢薩摩国府，国分寺の建設開始 柳ガ迫遺跡，城ヶ崎遺跡（8世紀前半） ➢駅家・官道の整備 大坪遺跡（8世紀中頃）	700年 702年 709年 713年 714年 720年 730年 755年 771年	 薩摩・多禰が命令に逆らったので兵を送って征討し、戸口を調べ役人を配置す。（薩摩国、多禰国の設置） 薩摩隼人の郡司以下百八十八人朝貢する。 日向国の肝坏・贈於・大隅・姶羅の四郡を割いて大隅国を設置 豊前国の民二〇〇戸を移住させて隼人を勧導させる。 隼人が大隅国守陽侯史麻呂を殺害 大隅・薩摩両国はいまだ班田を行わず、墾田のまま。 大隅国菱刈村の隼人930人余りが菱刈郡を設置 隼人の帯剣を停止する。
	Ⅲ期	宮田ヶ岡瓦窯跡（8世紀後半） ➢大隅国分寺の建設開始 薩摩国府跡・国分寺跡，大隅国分寺跡（8世紀後半） ➢国府・国分寺完成 西ノ平遺跡，不動寺遺跡（8世紀後半） ➢地方官衙の整備	 780年 794年	 日向国全体の軍団数を500人に減数 薩摩・大隅国の戸籍完成
平安時代	Ⅳ期	一般集落の増加（9世紀前半） ➢律令体制の普及 火葬墓の増加 ➢仏教の普及 中岳山麓古窯跡（9世紀前半） ➢手工業生産の活発化 高篠遺跡（9世紀前半） ➢地域開発の活発化 京田遺跡出土木簡（850年） ➢富裕農民層の出現 高井田遺跡（9世紀中頃） ➢地方有力者の出現 敷領遺跡，慶固遺跡の水田跡・畑跡（874年） ➢耕地開発の拡大	800年 801年 824年	大隅・薩摩両国の百姓の墾田を収公して口分田を授ける（班田制の施行）。 隼人の朝貢を停止する（隼人の消滅）。 多禰嶋の停廃（多禰嶋、大隅国に編入）
	Ⅴ期	一般集落遺跡の減少（10世紀後半） ➢律令体制の崩壊 不動寺遺跡，成岡遺跡など（11世紀以降） ➢開発領主層の成長	900年 1000年 1024～ 1028年 1029年	 島津荘成立 平季基による大隅国府焼き討ち事件

第7図　遺跡の変遷からみた律令体制の普及

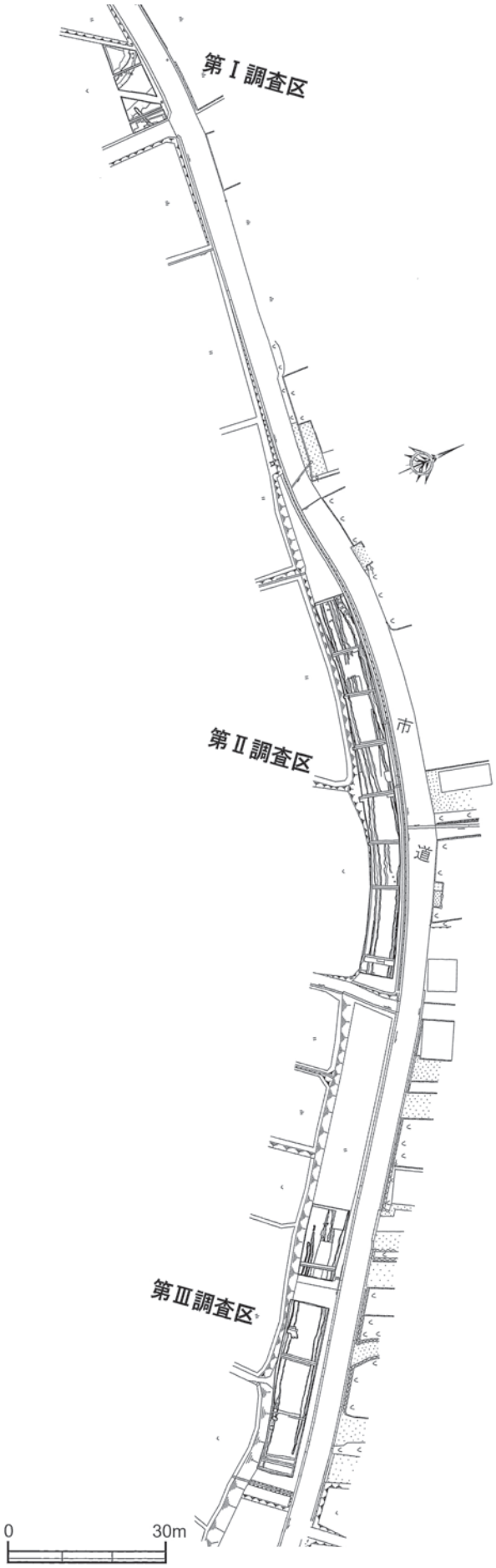

第8図　城ヶ崎遺跡の古代官道

文献では，699 年に覓国使剽劫事件，702 年に薩摩・多禰，720 年に大隅で隼人の反乱が起きたことが記され，反乱の鎮圧と並行して肥後，豊前，豊後から移民が行われ，薩摩国，大隅国，多禰国が設置された（第 7 図）。反乱の原因は，造籍や朝貢への不満とされているが（中村 1996，永山 2009），８世紀前半に始まる国府や古代官道などの大規模な公共工事に伴う労役も一因と考えられる。例えば，古代官道や駅の建設・維持管理は地元の有力者や農民が行うものとされ，多大な負担となっていた（近江 2014）。

隼人の反乱鎮圧後，律令政府は，隼人に律令制度の諸原則を適用することを留保するが，時間をかけて隼人を懐柔し律令制度を徐々に浸透させていくことが指摘されている（永山 2006，2009）。残念ながら考古学の研究成果によってこの状況を捉えることは極めて困難である。理由は，８世紀代の集落遺跡の研究がほとんど行われていないためで，今後取り組むべき課題である。

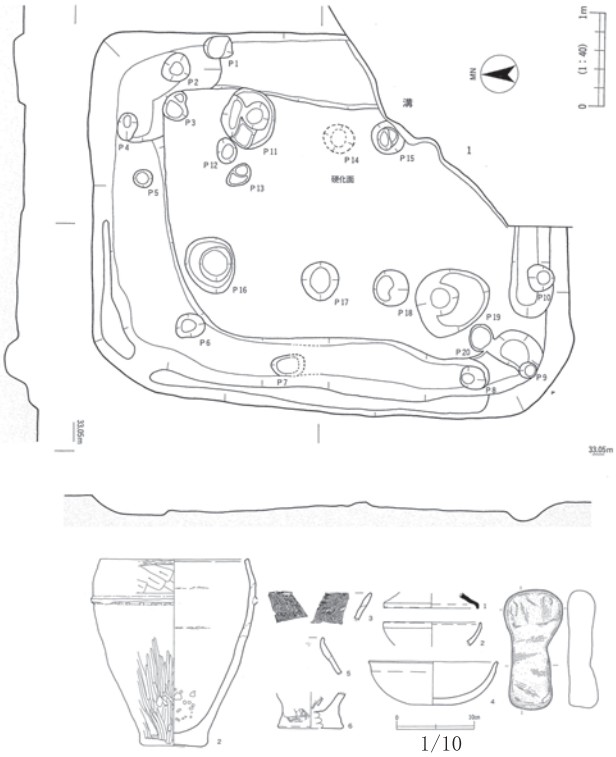

第9図　8世紀代の竪穴住居跡と出土遺物
（志布志市仕明遺跡）

（3）Ⅲ期の様相（8世紀後半）

８世後半には薩摩国府跡，薩摩国分寺跡，大隅国分寺跡が整備され，ほぼ同時期に郡衙をはじめとする地方官衙が各地に出現する。794年には薩摩・大隅両国の戸籍がほぼ完成しており（永山 2006），地方官衙の出現は，律令に基づく地方統治が機能し始めたことを示している。

なお，薩摩国府跡・国分寺跡は，土師器の年代で計算すると鶴峯窯跡が８世紀前半に瓦を焼き始めてから，実に30 年以上の年月を経て完成したことになる。薩摩国の財政力が下国以下と脆弱であること（中村2006）や，隼人との緊張関係による政情不安が作業の停滞を招いたのではないだろうか。

Ⅲ期は国府や郡衙などの地方行政機構が整備され，古代の遺構・遺物から構成される一般集落が出現し始めることから，律令制度の普及開始期であると評価できる。

（4）Ⅳ期の様相（9世紀～ 10 世紀中頃）

９世紀前半には公民が暮らした一般集落が，種子島を含む県本土で増加する。これらの集落遺跡では，掘立柱建物跡や古代の土師器，須恵器が検出され他県の集落遺跡と遜色ない内容となる。高篠遺跡では，山間部を切り拓いて牧に関連する施設を建設しており，各地で地域開発が盛んになる時期である。また，火葬墓の検出例が増え，考古遺物から仏教の広がりを確認できるようになるほか，須恵器窯の建設や新たな鍛冶技術の伝習が律令政府によって行われ（川口 2004），手工業生産が活発化する。

このような遺構・遺物のあり方は，律令制度の普及による社会変化が一般集落まで及んできたことを示し，これによって，薩摩・大隅国，多禰嶋は他国と同じ支配体制になったものと判断できる。

さらに，９世紀前半を境に県本土や種子島では，笹貫式土器や上能野式土器は姿を消すとみられ（石堂 2015，新里 2012，川口 2018），律令制度の普及と引き替えに，古墳時代の生活様式や習俗の喪失が急速に進むことが推測される。

９世紀中頃には，地方有力者の館と想定される高井田遺跡や，京田遺跡出土木簡から「 田刀称 」と呼ばれる有力農民が出現しており（永山 2006），遺跡間に経済格差が生じていることを確認できる。この時期，地方の耕地開発は順調に進展しているとみられ，敷領遺跡や慶固遺跡では，874 年の火山灰で埋もれた水田跡や畑跡が計画的かつ広範囲に広がることが明らかとなっている（第10 図）。その背景には，地方有力者や富裕農民層による私的な耕地開発や田地経営があると推測される。

Ⅳ期は，国府と郡衙が整備された後，古代の遺構・遺物で構成される一般集落が一斉に出現し，新たな地域開発や宗教，手工業生産の広がりを示す遺跡が増加することから，律令制度の普及・確立期と評価できる。

文献では800年に班田制の完全施行，801年に隼人の朝貢停止があり，これを以降，南九州の居住者を隼人と呼ぶ例は確認できなくなる。そして，南九州の隼人はこの一連の措置によって消滅したとされている（永山 2009）。

考古学の調査成果から判断した律令制度の完全適用の時期は９世紀前半であり，文献の年代とよく一致している。さらに，隼人が文献から消滅する頃，南九州の遺跡から古墳時代の系譜を引く遺構・遺物が姿を消していくが，これは見方を変えると，隼人と呼ばれた人々の生活様式や習俗が，律令政府の介入によって消滅していく実態を反映していると思われる。

（5）Ⅴ期の様相（10 世紀後半以降～）

10 世紀後半には，地方官衙や一般集落遺跡が解体し，遺跡数が大幅に減少する。律令制度の普及に伴って出現した遺跡の解体は，律令制度の崩壊を現している。

11 世紀代に継続する遺跡は，国府・国分寺，郡衙，地方有力者や富裕農民層の居宅，河川・陸上交通の要衝に位置する遺跡であり，地方において有力な遺跡が中心となる。解体した一般集落遺跡は，存続期間が長い集落遺跡に合併された可能性も考えられるが，本論では詳しく分析することはできなかった。

Ⅴ期は，Ⅳ期に出現した多くの集落遺跡が解体することから律令制度の崩壊期と評価できる。

文献では 1024 年～ 1028 年の間に島津荘が成立し，1029年には平季基による大隅国府焼き討ち事件が起きている。

この事件は，10 世紀後半以降に中央政府から派遣された受領（国司）と在地の有力者の間に起きた土地所有に関する軋轢が原因とされている（永山 2006）。10 世紀後半には，全国的に律令的土地支配の原則は崩壊しており，薩摩・大隅国においても受領と地方有力者の土地支配が強まる中，一般集落遺跡の多くは土地を失い解体・再編されたものと想定しておきたい。

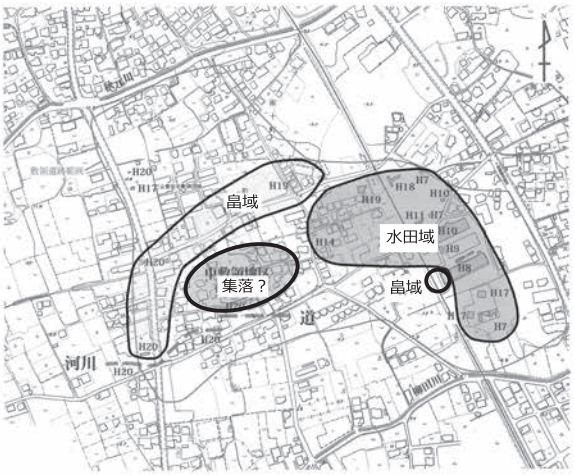

第10図 敷領遺跡の水田跡･畠跡（縮尺任意）
（指宿市教委2009を加筆し転載）

8　おわりに

遺跡の分類・変遷から薩摩・大隅国，多褹嶋における律令制度の普及から崩壊までをⅤ期に分けて検討を行った。律令制度の適用は，Ⅱ期（８世紀前半～中頃）に高城郡，桑原郡，出水郡の一部で先行し，国府と郡衙の建設が終了したⅢ期（９世紀前半）以降，薩摩・大隅国，多禰嶋全域に完全適用されたと想定した。このことは，国府と郡衙が律令制度の普及にあたっていかに大きな影響をもっていたかを物語っている。

また，律令制度が普及する年代については，考古学と文献史学の見解に矛盾はない。それだけでなく，遺跡にみられる画期と文献に記載された重要な事件は，符合する点が多く，発掘調査成果を解釈するに当たって，文献史学の研究成果がいかに重要であるかを改めて認識させられた。その逆も然りで，考古学によって文献に記されていない地域や歴史の変革期を捉えることができれば，文献史学の研究に大きく貢献できると期待される。最後に今後の課題について３点記しておきたい。

（1）郡衙の認定について

本論では，遺構を中心として郡衙を比定したが，県内全域をおしなべて検討したために，遺跡の地域性を十分に考慮していない。本県の郡衙は他県に比べ小規模である可能性が高く，さらにその規模は郡単位で異なる可能性がある。また，複数の集落遺跡が有機的に繋がって郡衙を構成している可能性もあり，郡衙の比定については，一度，郡単位で検討してみる必要がある。郡衙の比定・出現時期の精度を高めることによって，郡単位における律令化の差異を詳細にできると考える。

（2）8世紀代における遺跡の把握

Ⅱ期に該当する８世紀代の遺跡の様相について解明が必要である。文献史学では，律令国家が隼人の反乱を鎮圧し，律令制度を徐々に浸透させていく重要な期間に位置づけられているが，考古学においてⅡ期に該当する集落遺跡の全体把握がほとんど行われていない状況である。笹貫式土器新段階を伴う集落遺跡の抽出作業を進め，遺構・遺物から８世紀代における律令制度の普及をどのように捉えるのか検討する必要がある。この作業が，考古学の側から隼人の実態を捉えるきっかけになると考える。

（3）南島への波及

喜界町城久遺跡群の調査を契機として，律令政府と南島との関わりが注目されている。縄文時代から南島交易の窓口は南九州であった。律令政府の南島政策や城久遺跡群の性格を解明するためには，南九州の考古学的成果と比較しながら検討する必要があると考えている。これについては，別稿で検討を行いたい。

謝辞

本論を作成するにあたり，堂込秀人氏，東和幸氏，中村和美氏，内村憲和氏，上床真氏，相美伊久雄氏，石堂和博氏，坂元祐己氏には，論文の内容や文献の提供等について，御指導・御協力いただきました。末筆に記して感謝申し上げます

【　註　】

1　宮崎県に隣接する曽於市，志布志市に所在する遺跡は，その一部が古代日向国に含まれている。個々の遺跡について国境を明らかにすることは難しいので，２市に所在する遺跡は全て分析の対象に含めている。

2　肝付町合戦田陣跡，指宿市敷領遺跡では，８世紀後半より古い可能性のある土師器が出土している（中村和美氏御教示）。これらは年代的位置づけが定まっていないが，国府から離れた地方においても交易拠点や古墳時代から畿内との交流がある地域の遺跡では，８世紀代の土師器が出土する可能性がある。注意を払っていきたい。

【参考文献・報告書】

網田龍生 2009「熊本県神水遺跡」『日本古代の官衙遺跡』条里制・古代都市研究会編

池畑耕一 1985「西ノ平遺跡と薩摩郡衙」『隼人文化』第 16 号

池畑耕一 1986「西ノ平遺跡と薩摩郡衙」『隼人文化』第 18 号

石堂和博 2015「古墳時代後期並行期～奈良時代における九州本土と大隅諸島の交流」『第６回奄美考古学会発表資料』

指宿市教育委員会 2007『敷領遺跡・慶固遺跡』指宿市埋蔵文化財発掘調査報告書，41

指宿市教育委員会 2009『敷領遺跡（中敷領地点）の調査』文部科学省科学研究費補助金特定領域研究「わが国の火山噴火罹災地における生活・文化環境の復元」による発掘調査報告書

岩元康成 2012「鹿児島県の平安時代の土器共膳具の様相―川内平野の資料を中心に―」『縄文の森から』第５号 鹿児島県立埋蔵文化財センター

上床真 2002「九州における古代・中世の周溝（墓）遺構の集成と若干の検討－鹿児島県内の周溝墓を中心として－」『小倉畑遺跡』鹿児島県立埋蔵文化財センター発掘調査報告書 34

上床真 2006「薩摩・大隅の掘立柱建物に関する若干の検討―古代掘立柱建物の集成・分類を中心として―」『Archaeology from the south』鹿児島大学考古学研究室 25 周年記念論集

近江俊秀 2014「日本の古代道路　道路は社会をどう変えたか」『角川選書』548

鹿児島県立埋蔵文化財センター 2005『九養岡遺跡　踊場遺跡　高篠遺跡』鹿児島県立埋蔵文化財センター発掘調査報告書71

鹿児島県立埋蔵文化財センター 2012『芝原遺跡３』鹿児島県立埋蔵文化財センター発掘調査報告書 170

鎌田洋昭・中摩浩太郎・渡部徹也 2009「橋牟礼川遺跡 火山

灰に埋もれた隼人の古代集落」『日本の遺跡』40 同成社
上村俊雄 2005「中岳山麓古窯跡群」『先史・古代の鹿児島 資料編』鹿児島県教育委員会
川口雅之 2004「鹿児島県における古代の鍛冶遺構について」『縄文の森から』第２号 鹿児島県立埋蔵文化財センター
川口雅之 2009「薩摩国府推定域とその周辺の遺跡」『隼人，その後 ―奈良平安時代の鹿児島県― 隼人文化研究会400回突破記念例会資料』隼人文化研究会
川口雅之 2018「大隅諸島上能野式土器の年代及び兼久式土器成立の背景について」『中山清美氏追悼論文集』奄美考古学会
坂本佳代子・岩澤和徳・松田朝由 2004「墨書土器の性格―鹿児島を例として―」『縄文の森から』第２号 鹿児島県立埋蔵文化財センター
相美伊久雄 2014「南九州東端域における７～８世紀の土器様相－志布志湾北岸域の甕形土器を中心に－」『Archaeology from the south』Ⅱ 新田栄治先生退職記念論集
下山覚 2002ａ「火山災害の評価と戦略に関する考古学的アプローチ―指宿橋牟礼川遺跡の事例から―」『第四紀研究』第 41]巻第４号
下山覚 2002ｂ『薩摩の「隼人」と律令制度』指宿市考古博物館・時遊館 COCO はしむれ第９回企画展示図録
新里貴之 2012「④貝塚時代後期文化と古墳文化」『古墳時代の考古学７ 内外の交流と時代の潮流』同成社
繁昌正幸「古代官衙の立地―古代の官衙は，鹿児島でどのようなところに置かれたか―」『縄文の森から』第２号 鹿児島県立埋蔵文化財センター
巽淳一郎 1989「官工房による生産」『古代の都と村』古代史復元９ 講談社
巽淳一郎 2004「Ⅱ － １古代前期の土器」『古代の官衙遺跡 Ⅱ 遺物・遺跡編』奈良文化財研究所
中村明蔵 1996『ハヤト・南島共和国』春苑堂
中村明蔵 2006「第１節 隼人南島の世界」『先史・古代の鹿児島 資料編』鹿児島県教育委員会
中村和美 1997「鹿児島県における古代の在地土器」『鹿児島考古』第 31 号 鹿児島県考古学会
中村直子 2009「７・８世紀の成川式土器」『南の縄文・地域文化論考 新東晃一代表還暦記念論文集（中巻)』南九州縄文研究会
永山修一 2002「第Ⅴ章研究・分析・同定 １ 高井田遺跡の古代における歴史的位置」『高井田遺跡』鹿児島県立埋蔵文化財センター発掘調査報告書 35
永山修一 2006「第２節 平安時代前期の薩摩国･大隅国」『先史･古代の鹿児島 資料編』鹿児島県教育委員会
永山修一 2011「第Ⅵ章 考察 大隅国桑原郡に関する若干の考察―柳ガ迫遺跡の理解のために―」『柳ガ迫遺跡』姶良市埋蔵文化財発掘調査報告書第１集
永山修一 2009「隼人と古代日本」『古代史選書』６ 同成社
永山修一 2014「鹿児島県の墨書土器について」『古代文化』第66巻第２号
深野信之 2014「考古学からみた古代大隅国」『古代文化』第 66 巻第２号
松田朝由 2004「土器の製作技術と土器様相」『高篠遺跡』鹿児島県立埋蔵文化財センター発掘調査報告書 71
宮田栄二 2005「第Ⅸ章 調査のまとめ ２遺構と出土遺物」『大島遺跡』鹿児島県立埋蔵文化財センター発掘調査報告書 80
山中敏史 2003ａ「Ⅱ － １建物基部構造の種類」『古代の官衙遺跡 Ⅰ遺構編』奈良文化財研究所
山中敏史 2003ｂ「Ⅰ － ２行政組織と中央官衙」『古代の官衙遺跡 Ⅰ遺構編』奈良文化財研究所
山中敏史 2003ｃ「Ⅹ － １官衙関連遺跡と末端官衙」『古代の官衙遺跡 Ⅰ遺構編』奈良文化財研究所
山中敏史 2004ａ「Ⅰ -4 墨書土器・刻書土器」『古代の官衙遺跡 Ⅱ遺物・遺跡編』奈良文化財研究所
山中敏史 2004ｂ「Ⅶ － １郡衙の諸施設」『古代の官衙遺跡 Ⅱ 遺物・遺跡編』奈良文化財研究所
山中敏史 2004c「Ⅹ -3 末端の税穀収納施設」『古代の官衙遺跡 Ⅱ遺物・遺跡編』奈良文化財研究所

表5 遺跡一覧表

No.	遺跡名	所在市町	ランク	年代	礎石建物	掘立(庇)	掘立	竪穴	墓	土坑	鍛冶炉	畠	緑釉	越州	硯	石帯等	焼塩土器	墨書・刻書	その他
1	薩摩国府跡	薩摩川内市	A	8c後～10c	1			1					○	3	1			12	築地跡
2	薩摩国分寺跡	薩摩川内市	A	8c～10c	5									1				1	
3	大隅国分寺跡	霧島市	A	8c後～11c以降			1											1	溝跡
4	外園遺跡	姶良市	B-1	8c後～11c以降		9	1	1	○	1			29	11		3	43		井戸1，土師器焼成土坑1
5	不動寺	鹿児島市	B-1	9c前～11c以降		3	20	5	2	31			27	3	4	2	12	13	遣水遺構1，池状遺構1
6	西ノ平	薩摩川内市	B-1	8c後～11c以降		1	9			○			8	25	5	1		118	瓦
7	大島	薩摩川内市	B-1	7c末～10後			1	23		62			23	86	88	2	19		溝6，瓦
8	高井田	姶良市	B-2	9c中～9c後		1	4			3							1		礫敷溝状遺構1
9	大坪	出水市	B-2	8c中～11c以降		1	8	1		155					8		15	7	溝34
10	新田	鹿屋市	B-2	9後～10前		1	4						1		1			6	
11	市ノ原(第1地点)	日置市	B-2	9c後～10c前		4	11			28			4	14			19	200	
12	柳ガ迫	姶良市	C-1	8c前～10c中			9	1		712		○	1	16	4	2	4	187	溝4，焼土(竈)，邢州窯・定窯系白磁3，長沙窯水注1
13	橋牟礼川	指宿市	C-1	8c後～9c後			5	6	3			○				1		5	杭列，道，貝塚
14	墓下	鹿児島市	C-1	9c中						3	3					1			溝9
15	高篠	曽於市	C-1	9c前～9c後			16				○					1	2609	101	軽石集石遺構5，焼土29，銅環
16	小中原	南さつま市	C-1	8c後～10c中			21	1	5	3					1	1	74	3	溝18
17	芝原	南さつま市	C-1	8c後～11以降			15		1						○	○		○	多口瓶
18	森	姶良市	C-2	9c後～11c以降			4	3		3				1	1		2		方形周溝1，溝5
19	敷領	指宿市	C-2	8c後			4								2			2	甲臺
20	成岡	薩摩川内市	C-2	8c後～11c以降			11	3		11			7	9	7		1	19	溝2
21	計志加里	薩摩川内市	C-2	9c前～9c後			7	2	4	9				1	2			6	
22	踊場	曽於市	C-2	9c後～10c中			7			5	1				1		10	16	宗教施設有
23	持躰松	南さつま市	C-2	8c後～11c以降			10			2		○			1			60	
24	小瀬戸	姶良市	C-3	8c後～11c以降			2						1	3				27	井戸2，荊州窯系白磁1，瓦
25	干迫	姶良市	C-3	8c後～10c前			3			2				2				○	荊州窯系白磁，溝4
26	里町	伊佐市	C-3	8c後～10c後						8			2	1					
27	下鶴	伊佐市	C-3	10c前～10c後			1			3			3	5				32	
28	吉元	鹿屋市	C-3	9c後～10前			1								2		20	5	
29	本御内	霧島市	C-3	8c後～10c			1		1				2						
30	山口	薩摩川内市	C-3	9c～10c前			4			5		○		○					
31	二渡船渡ノ上	薩摩町	C-3	9c後～10c中						5				○					
32	石坂	日置市	C-3	9c中～10c前			1	3						2					井戸，焼土2
33	九日田	湧水町	C-3	10c										2					
34	竹牟礼	姶良市	D	9c前～9c後			2											1	
35	平松原	姶良市	D	9c前半														3	溝1
36	萩原遺跡	姶良市	D	8c後～11c以降						1								9	
37	外畠	出水市	D	9c前～10c			1			6									溝1
38	安茶ヶ原	いちき串木野市	D	8c後～11c以降				1		11								4	ピット
39	市堀	いちき串木野市	D	9c中～10c前						○									ピット
40	榕城跡	いちき串木野市	D	9c前～11c以降															土器集中遺構8
41	永吉天神段	大崎町	D	9c前～10c前			6			10		○					34	2	
42	天神段	大崎町	D	9c前～10c前			7	2		90							5	9	
43	湯屋原	鹿児島市	D	9c前～11c以降			○			1									

No.	遺跡名	所在市町	ランク	年代	礎石建物	掘立(庇)	掘立	竪穴	墓	土坑	鍛冶炉	畠	緑釉	越州	硯	石帯等	焼塩土器	墨書・刻書	その他
44	宮尾	鹿児島市	D	10c中～11c以降			1			1								2	
45	川上城跡	鹿児島市	D	9c後～10c中			3	9		14		○							
46	共研公園	鹿児島市	D	9c後～10c前														1	
47	一之宮	鹿児島市	D	9世紀														1	
48	武(E地点)	鹿児島市	D	10c前～10c中															
49	若宮(D地点)	鹿児島市	D	10c～11c以降															
50	山ノ中	鹿児島市	D	9c後～10c前														5	掘り込み4
51	榎崎B	鹿屋市	D	10c前			4	1										17	
52	榎崎A	鹿屋市	D	9c中～11c以降			2		5									2	溝3
53	榎木原	鹿屋市	D	8c後															笹貫式新段階と須恵器が出土
54	北麓原D	霧島市	D	9c中			1			5		○					15		焼土3
55	東免	霧島市	D	9c後～10c前			3			2								11	
56	小田	霧島市	D					1											笹貫式新段階と須恵器が出土
57	山神	霧島市	D	9c前～9c後			3											5	焼土跡
58	藤兵衛坂段	霧島市	D	9c～10c前													2		
59	曲迫	霧島市	D	10c前～10c後						6							3	4	
60	霜月田	薩摩川内市	D	9c後半			○	○											
61	上野城跡	薩摩川内市	D	10c前～11c以降			○												
62	上新田	薩摩川内市	D	9c前～9c後			4			2									石列
63	前畑	薩摩川内市	D	10c中～10後															
64	城下	薩摩川内市	D	9c後～10c中															
65	楠元	薩摩川内市	D	9c後～10c中															集石遺構1
66	小鹿倉城跡	薩摩川内市	D	8c後～10c						○									
67	鍛冶屋馬場	薩摩川内市	D	10c中～10c後			5	1		9	6	○		2	6		15		溝6，埋甕1，瓦
68	松ヶ尾遺跡	志布志市	D	9c後～10c前			1										3		溝3
69	関山西	曽於市	D	9c後～10c中			○		1	6		○							土師器埋納遺構1
70	唐尾	曽於市	D	9c後～10c中			4										15	25	軽石集石遺構2
71	高古塚	曽於市	D	9c前～10c中			3			2							62	9	
72	財部城ヶ尾	曽於市	D	9c中～9c後			4		1	10							9	8	
73	九養岡	曽於市	D	9c前～9c後						5								2	
74	大田	西之表市	D	8c後															須恵器
75	向栫城跡	日置市	D	10c前～11c以降				1	1	5								1	
76	犬ヶ原	日置市	D	10c中～11c以降			1	8		2							1	3	
77	市ノ原(第3地点)	日置市	D	10c前～10中			○			○								11	溝
78	堂園平	日置市	D	10c前～10後						1									炭化物集中部1
79	西原	日置市	D	9c中～10c前														4	焼土1
80	柳原	日置市	D	9c後～10c前						23								2	
81	下永迫A	日置市	D	9c前～10c前						1								30	
82	諏訪牟田	南さつま市	D	9c前～11c以降			5			7									
83	渡畑	南さつま市	D	8c後～11以降				3		1									溝2
84	松原	南種子町	D	9c															土師器，須恵器
85	山崎A	湧水町	D	9c前～10c前			2												
86	宮田ヶ岡瓦窯跡	姶良市	窯跡	8c後～9c前															窯跡3
87	岡野古窯跡群	伊佐市	窯跡	9c前															窯跡5
88	鶴峯窯跡	薩摩川内市	窯跡	8c前															窯跡3
89	中岳山麓古窯跡群	南さつま市	窯跡	9c～10前															窯跡
90	小倉畑	姶良市	墓	9c前～10c中					1										溝1
91	谷山弓場城跡	鹿児島市	墓	9c					1										蔵骨器
92	都原遺跡	薩摩川内市	墓	9c～10c					1										蔵骨器
93	屋形原	薩摩川内市	墓	9c					2										蔵骨器

No.	遺跡名	所在市町	ランク	年代	礎石建物	掘立（庇）	掘立	竪穴	墓	土坑	鍛冶炉	畠	緑釉	越州	硯	石帯等	焼塩土器	墨書・刻書	その他
94	越ノ巣火葬墓	薩摩川内市	墓	8c後					1										蔵骨器
95	小坂ノ上	南九州市	墓	8c後～9c					1										蔵骨器
96	白樫野火葬墓	南さつま市	墓	8c後～9c前					1										蔵骨器
97	城ヶ崎	姶良市	官道	8c前～10c											3		3		
98	堂原	鹿屋市	道跡	9c前～9c後															古道58
99	慶固	指宿市	畠跡	9c後								○							
100	敷領	指宿市	水田跡	9c後															
101	京田	薩摩川内市	水田跡	8～10中										1	8	1	13	4	水田，溜池状遺構
102	横井竹ノ山	鹿児島市	祭祀場	9c中～9c後					1									2	土師器椀埋納遺構

凡例

1　遺構・遺物の略称は以下のとおり

掘立（掘立柱建物跡），竪穴（竪穴建物跡），緑釉（緑釉陶器），越州（越州窯系青磁），石帯等（石帯・帯金具），墨書・刻書（墨書土器・刻書土器）

2　○は正確な数が不明な遺構・遺物

鹿児島県立埋蔵文化財センター

研究紀要・年報 縄文の森から 第10号

発行年月　２０１８年3月

編集・発行　鹿児島県立埋蔵文化財センター
〒899-4318　鹿児島県霧島市国分上野原縄文の森２番１号
TEL　0995-48-5811
E-mail　maibun@jomon-no-mori.jp
URL　http://www.jomon-no-mori.jp

印　　刷　有限会社　国分新生社印刷
〒899-4301　鹿児島県霧島市国分重久627-1